

不祥事防止対策について

小美玉市立小川南小学校長

1 明確な行動規範の設定

○行動規範の策定と周知徹底

- ・教職員行動規範を明文化した県発出の「不祥事防止のためのチェックリスト」「安心・安全な学校生活のチェックリスト」等を活用し、全教職員に行動規範の徹底化を図る。

2 定期的な研修と教育

○コンプライアンス研修とケーススタディ

- ・毎月1回、法令遵守や倫理に関する研修を実施する。

◇令和6年度の研修内容◇

公金等の取り扱い、交通事故・交通違反防止、体罰の根絶、ソーシャルメディアの利用、人種差別、個人情報の取り扱い、飲酒運転、人権、わいせつ行為やセクハラ、ジェンダー

○コンプライアンス関連情報の迅速な周知

- ・県発出「One IBARAKI」の活用

3 定期的な環境点検

○毎月1回、安全点検の実施

- ・教室、体育館、遊具、トイレ等の安全確保に向けた点検を教職員がグループで実施する。破損等の危険ばかりでなく、カメラなどが仕掛けられていないか等の点検も行う。

○水泳学習などの着替え等の環境点検の実施

4 透明性の確保

○保護者や地域社会との連携

- ・保護者や地域社会と連携し、情報を共通し合う。

○情報公開の推進

- ・学校の運営状況を学校運営協議会やPTA本部役員会、ホームページ等で公開し、透明性を高める。

5 メンタルヘルスケアの充実

○働きやすい環境の整備

- ・職場環境を整え、教職員の健康とモチベーションを維持する。

○ストレス管理

- ・毎年行われるストレスチェックの結果を受け、職場環境の改善に努めるとともに、カウンセリング等の提供をする。